

第4次犯罪被害者等基本計画の 期間内における主な今後の取組予定

令和6年9月
文部科学省

第4次犯罪被害者等基本計画の期間内における主な今後の取組予定

精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・教師とスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが連携・協力してチームとして対応を行うよう、引き続き教育相談体制の整備に努める。(53)
- ・引き続き、子供達が性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。また学校安全教室の講師となる教職員等に対し、防犯教室講習会等を実施し、安全教育における指導力の向上を図る。(53)
- ・医学部において、PTSD等の精神的被害に関する知識・診断技能及び犯罪被害者等への理解を深めるための教育を推進する。また法科大学院において、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。(41, 68)

支援等のための体制整備への取組

- ・犯罪被害に遭った児童生徒及びその保護者の相談等に継続的かつ適切に対応できるよう、第2～5学年で実施してきた小学校の35人学級について令和7年度に第6学年を対象として実施することを図るとともに、生徒指導担当教員や養護教諭の加配定数の改善に努める。(211, 212, 237)
- ・教育相談体制の充実に向け、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実に努める。また、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において、警察庁が作成した犯罪被害者等支援に関する動画を紹介するなどして、引き続き犯罪被害者等への対応に係る留意点等を周知していく。(213, 214)

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を引き続き推進する。(250)
- ・「生命（いのち）の安全教育」の未実施校をなくし、授業の実施を支援する動画コンテンツを作成する。特定の都道府県や市区町村においてモデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。(254)
- ・引き続き、「人権教育開発事業」や「人権教育推進研修」の実施等により、学校における人権教育の推進を図る。また社会教育主事等へ情報提供を行い、社会教育施設を中心に人権に関する講座等を推進する。(251)